

学 則

第1条 事業者の名称及び所在地

名 称：特定非営利活動法人快生教学会

所在地：三重県いなべ市藤原町本郷 836 番地

第2条 事業の目的

本研修事業は介護に必要な知識、技術を学ぶことにより、福祉現場でのキャリアアップ、地域ボランティア活動への結びつき、介護や地域福祉活動に対する関心を深めることを目的として、研修事業を実施する。

第3条 研修事業の名称及び実施課程及び形式

名称：令和 6 年度 NPO 法人快生教学会介護職員初任者研修

実施課程：介護職員初任者研修課程

形式：通学

第4条 令和 6 年度事業計画（研修日程及び募集定員）

研修日程：令和 6 年 8 月 1 5 日（木）から令和 7 年 1 月 2 3 日（木）

募集定員：1 5 名

第5条 受講対象者

三重県内に在住する 1 8 歳以上の者で、在宅介護業務に対する理解と教養と技術を身に付け、主体的に研修を受講し、介護に対する理解を深めたい者。

第6条 研修参加費用（内訳、受講料、テキスト代）

本研修事業の参加費は市内に住所がある者は受講料 46,200 円、テキスト代 5,500 円 計 51,700 円（税込）とし、市外に住所がある者は受講料 57,200 円、テキスト代 5,500 円 計 62,700 円（税込）とする。

受講料、テキスト代は受講申込後に別途案内を行う納付方法により本研修開講日の前日までに完納するものとし、受講者の都合による開講日以降の解約の場合、受講料を全額返還しないものとする。

本会の都合により研修を中止した場合、受講料を返還する。

第7条 使用教材

研修で使用する教材は以下のとおりとする。

テキスト：「介護職員初任者研修テキスト全 2 巻」 中央法規出版株式会社

修了評価問題：「介護職員初任者研修」

第8条 研修カリキュラム

研修カリキュラム表（第1－2号様式）のとおり

第9条 講義として使用する会場の名称、所在地

事業者の名称及び所在地と同じ

第10条 科目ごとの担当講師名一覧

第1-5号様式講師一覧表及び第7-3号様式研修日程表のとおり

第11条 募集手続き及び本人確認の方法

本研修事業の受講手続きは、別に定める募集案内に従い本会へ受講申込書を提出または当法人のホームページから申し込むこととする。また、受講者は初回講義時に、下記に掲げるいずれかの公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本及び住民票
- ②住民基本台帳カード
- ③在留カード、外国人登録証明書等
- ④健康保険証
- ⑤運転免許証
- ⑥パスポート
- ⑦年金手帳
- ⑧国内資格を有する者については、免許証または、登録証

第12条 科目の免除

特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の介護等の実務経験を有する者（以下、「実務経験者」と言う。）で本会が指定する日までに「実務経験証明書」を郵送又は持参により提出した者は「1 職務の理解」の科目の受講を免除することができる。

但し、実務経験者とは「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。

第13条 研修修了の認定方法

修了評価認定は、修了評価筆記試験を実施し、正答率7割以上を合格とする。評価基準に満たない場合は、本会が実施する再試験を受験し、正答率7割以上の者を合格とする。再試験は2回まで実施する。修了評価筆記試験は受講すべき科目をすべて履修した者に受験資格を与える。

第14条 研修出席者の取扱い

受講者が各研修項目終了後に出席簿へ自筆署名又は押印する。

第15条 補講の取扱い

受講は本会が実施する研修事業の全日程に参加し履修することが基本であり、原則として欠席者、遅刻者には履修を認めない。

但し、やむを得ない場合に限り欠席及び遅刻した科目につき補講を認める。この場合は、研修開始から8か月以内までに設けられた補講日に受講することにより修了を可とする。

補講に係る費用は1時間につき2,000円とする。

第16条 受講の取消

受講者が次の各号に1つでも該当する場合は、受講を取り消すことがある。

- (1) 研修の秩序を乱す者、その他受講生としての本分に反した者
- (2) 学習の意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるとき
- (3) 正当な理由なく無断欠席が2回以上の者

第17条 受講・研修の中止

感染症その他災害等により、補講日の検討等を最大限行った上で継続が困難と判断された場合、速やかに中止の告知を行う。

第18条 修了証明書の交付

本会介護職員初任者研修修了者に修了証明書及び修了証明書(携帯用)を発行する。

第19条 修了者の管理

修了者は、本会において修了者名簿を作成し、原本証明して三重県知事に提出する。名簿は永年、本会で管理する。修了証明書を紛失、氏名変更等により再発行が必要な場合は、修了者の申し出により、本会において再発行する。なお、その際に修了証明書再発行の手数料1,000円を負担するものとする。

第20条 感染症等の対策・対応

感染症等に対する感染防止のため、研修講師及び職員は、日常における体調管理に努め、マスク着用、うがい、手洗い、手指消毒を感染予防として実施する。

- 2 本研修事業の職員、講師、受講者その他関係者が感染症等に感染した場合は、法令・通知、保健所の指導等に基づき対応を行う。

第21条 個人情報の取扱い

本研修の申込書に記載された個人情報は、本則第18条及び第19条の規定による修了証明書の発行、修了者名簿の作成、保管及び三重県への提出、修了証明書再発行の事務手続及び研修に関する諸連絡のみに使用し、それ以外の用途には使用しない。

第22条 情報開示するホームページ

<https://www.enmusubi.or.jp/>

第23条 研修事業執行担当部署名

担当部署名 特定非営利活動法人快生教学会

担当者 林 淑乃

TEL0594-37-7062 FAX 0594-37-5088

第24条 その他研修実施に係る留意事項

この学則に定めるもののほか、必要な事項については本会が定める。

附則

この学則は令和3年7月1日から施行する。

この学則は令和4年7月1日から施行する。

この学則は令和5年7月1日から施行する。

この学則は令和6年7月1日から施行する。